実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	吉松地区	令和2年12月21日	

1 対象地区の現状

1)	21.0ha	
27	13.2ha	
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)		2.7ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		
(備	考)	

2 対象地区の課題

吉松地区については、認定農業者の法人が主に地域の担い手となっているが構成員が高齢化しており、青年の構成員を確保して世代交代する取組が必要である。また、世代交代が難しい場合は、近隣の農業法人と連携して地区の農地を維持する取組を検討する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

吉松地区の水田利用は基本的には、認定農業者の法人に集約化している。今後も、吉松地区の水田は人・農地プランに記載されている認定農業者の法人の中心経営体に地権者と耕作者と協議しながら集積していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	Α	水稲等	9.9 ha	水稲等	9.9 ha	
認農	В	トムト	0.3 ha	トマト	0.5 ha	
認農	С	水稲等	2.2 ha	水稲等	2.2 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計 3人			12.4 ha		12.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、現在貸付け等の意向はないが、今後、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け等の意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

吉松地区は、将来の経営農地の集約化を目指し、農地の利用権設定をおこなう際には、農地中間管理機構を活用していく。

基盤整備への取組方針

吉松地区としては、具体的な基盤整備への取組方針はないが、水路の老朽化等の問題を抱えており、今後どのような取組を検討していくか地区で協議を行う方針である。

新規・特産化作物の導入方針

一部個人農家にて、トマトの栽培を取入れているが、地区全体としては、米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、営農組合としても必要であれば、収益性の高い園芸作目の導入を検討する。